

## 群馬県主要農作物奨励品種等審査要領

### (趣旨)

第1 この要領は、群馬県主要農作物種子生産事業実施要綱に基づき、主要農作物の優良種子の生産及び普及を推進するため、奨励品種等の審査等の実施に関し必要な事項を定めるものとする。

### (定義)

第2 この要領において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 主要農作物とは稲、大麦、裸麦、小麦及び大豆をいう。
- (2) 奨励品種とは品質、収量性及び栽培性ともに優秀であり、かつ、地域適応性が高いため、県が普及奨励する品種をいう。
- (3) 認定品種とは品質、収量性及び栽培性について、(2)に準ずるが、地域適応性または市場性に未確認の事項があるため、暫定的に県が普及する品種をいう。
- (4) 奨励品種等とは、奨励品種及び認定品種をいう。

### (審査会の設置)

第3 県に普及すべき優良な品種を選定するため、群馬県主要農作物奨励品種等審査会（以下「審査会」という。）を設置する。

- 2 審査会は委員を置き、委員は別記1に掲げる職にある者とする。
- 3 会長は蚕糸園芸課長、副会長は技術支援課普及指導室長とする。
- 4 会長は、必要に応じて審査会を開催し、審査する作物に関係する委員に出席を求めるものとする。また、必要により関係者の出席を求め、意見を聴くことができる。
- 5 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときはその職務を代行する。
- 6 審査会での調査審議結果に基づき、県は奨励品種等を決定する。

### (審査事項)

第4 審査会においては、次の事項を調査審議するものとする。

- (1) 奨励品種等の採用及び廃止に関する事項
- (2) 奨励品種等の決定基準に関する事項
- (3) 奨励品種決定調査の方法に関する事項
- (4) 奨励品種等の普及・流通に関する事項
- (5) その他奨励品種等に関する必要な事項

### (奨励品種等の採用及び廃止の基準等)

第5 第4の(1)に定める奨励品種等の採用及び廃止の審査は、農業技術センター所長が別記3に定める方法により行う奨励品種決定調査の成績等を基準に、別記4に定める基準に基づいて行う。

### (幹事会の設置)

第6 審査会で調査審議する事項について事前調査等を行うため、必要に応じて審査会に幹事会を設置することができる。

- 2 幹事会に幹事を置き、幹事会は、別記2に掲げる職にある者とする。
- 3 幹事会の長は、蚕糸園芸課次長（技）とする。

### (その他)

第7 この要領に定めるもののほか、奨励品種等の採用及び廃止に関し必要な事項は、蚕糸園芸課長が定める。

### 附 則

- 1 この要領は、平成30年4月1日から施行する。
- 2 群馬県主要農作物奨励品種審査要領（昭和62年3月25日付け流園第166号）は廃止する。

### 附 則

この要領は、平成30年9月6日から施行する。

### 附 則

この要領は、令和2年6月23日から施行する。

別記1（第3の2の関係）審査会委員
会長 群馬県農政部蚕糸園芸課長
副会長 群馬県農政部技術支援課普及指導室長
群馬県農業技術センター稲麦研究センター長
関東農政局群馬県拠点経営所得安定対策チーム総括農政業務管理官
群馬県農業会議担い手支援課長
JA 群馬中央会担い手支援部長
全国農業協同組合連合会群馬県本部畜産農産部長
群馬県米麦大豆振興協会常務理事
群馬県農業共済組合事業部長
群馬県食糧集荷協同組合業務部長
群馬県米穀卸協議会幹事
群馬県酒造協同組合事務局長
群馬県精麦工業協同組合理事長
群馬県製粉倶楽部事務局長
ビール酒造組合審議役
群馬県納豆組合理事長
群馬県豆腐商工組合副理事長
群馬県製麺工業協同組合専務理事

別記2（第6の2の関係）幹事会幹事
幹事長 群馬県農政部蚕糸園芸課次長
群馬県農政部蚕糸園芸課農産係長
群馬県農政部技術支援課普及指導室農畜産技術係長
群馬県農業技術センター稲麦研究センター
関東農政局群馬県拠点経営所得安定対策チーム
全国農業協同組合連合会群馬県本部畜産農産部米麦特産課長
群馬県米麦大豆振興協会
群馬県食糧集荷協同組合
群馬県米穀卸協議会

### 別記 3（第 5 の関係）

#### 奨励品種決定調査の方法

##### （目 的）

- 1 地域別に適応性のある稲、麦類、大豆の品種及び系統（以下、「供試系統」という。）を選定するに当たり、栽培性、収量性及び病虫害等の諸特性並びに品質特性を明らかにするため、奨励品種採用に必要な調査を農業技術センターにおいて行う（以下、奨励品種決定調査という。）。

##### （奨励品種決定調査）

- 2 奨励品種決定調査は、別表 1 の調査場所において「基本調査」を実施する。
- 3 「基本調査」は、供試系統の特性を明らかにするために調査する「予備調査」及び年次変動を明らかにするため複数年にわたり調査する「本調査」により実施する。
- 4 「予備調査」の調査期間は、供試系統の特性調査を主目的とするため原則 1 年とする。
- 5 「本調査」の調査期間は、年次変動を調査するため原則 2 年とする。
- 6 「本調査」において普及性のある供試系統については、普及が見込まれる地域での適応性を広く検討するため、原則として「現地調査」を実施する。

##### （供試系統）

- 7 供試系統は、育成地において固定度や諸特性が明らかになっているものとする。  
また、本県以外で育成された品種及び系統については、利用を制限されていないものとする。

##### （供試系統の選定及び決定）

- 8 供試系統の選定は、調査の種類及び作物別に農業技術センター所長が行い、蚕糸園芸課長に通知する。
- 9 供試系統の決定は、農業技術センター所長が選定した供試系統を参考にし、蚕糸園芸課長が行う。

##### （栽培及び調査方法）

- 10 調査のための栽培方法や調査項目については別表 1 に基づいて実施する。
- 11 上記の他、詳細な栽培方法及び調査項目は、別途農業技術センター所長が定めることとする。

##### （調査報告）

- 12 供試系統の調査結果については、作物別に今後の奨励品種への採用見通し等の意見を添えて、調査終了後速やかに蚕糸園芸課長に報告する。

別表1 奨励品種決定調査の概要

調査の種類		作物名	調査場所	1区面積	区数	栽培方法	調査項目
基本調査	予備調査	稲	高冷地域 800m程度	4㎡以上	1区以上	調査場所の標準的な栽培様式により実施する。 標準品種として調査場所に適した奨励品種等を供試する。	1 生育期調査 出穂期、成熟期、稈長、穂長、穂数 倒伏程度、病害虫の発生程度
			山間地域 500m程度				2 収量調査 全重、玄米収量、容積重、玄米千粒重
			平坦地域 100m程度				3 品質・食味調査 玄米品質、食味
	調	麦類	平坦地域 100m程度	6㎡以上	1区以上	調査場所の標準的な栽培様式により実施する。 標準品種として調査場所に適した奨励品種等を供試する。	4 気象災害、必要とする穂発芽・病害虫等に対する抵抗性検定 有望度及び有利又は不利とした形質
							1 生育期調査 発芽の良否、出穂期、成熟期、稈長、穂長、穂数 倒伏程度、病害虫の発生程度
							2 収量・品質調査 子実収量、千粒重、容積重、子実品質
調	大豆	平坦地域 100m程度	10㎡以上	1区以上	調査場所の標準的な栽培様式により実施する。 標準品種として調査場所に適した奨励品種等を供試する。	3 その他 気象災害、必要とする穂発芽・病害虫等に対する抵抗性 有望度及び有利又は不利とした形質	
						1 生育期調査 発芽の良否、開花期、成熟期、主茎長、分枝数 倒伏程度、病害虫の発生程度	
						2 収量・品質調査 子実収量、百粒重、子実品質	
査	本調	稲	予備調査と同じ	4㎡以上	2区以上	予備調査に準じる。	予備調査の項目に次の項目を追加する。 必要に応じて理化学分析等
							ただし、環境変化の受けにくい項目は省略することができる。
							予備調査の項目に次の項目を追加する。 必要に応じて加工適性、理化学分析等
査	調	麦類	予備調査と同じ	6㎡以上	2区以上	予備調査に準じる。	ただし、環境変化の受けにくい項目は省略することができる。
							予備調査の項目に次の項目を追加する。 必要に応じて加工適性、理化学分析等
							ただし、環境変化の受けにくい項目は省略する。
査	調	大豆	予備調査と同じ	10㎡以上	2区以上	予備調査に準じる。	予備調査の項目に次の項目を追加する。 必要に応じて加工適性、理化学分析等
							ただし、環境変化の受けにくい項目は省略する。
							予備調査の項目に次の項目を追加する。 必要に応じて加工適性、理化学分析等
現地調査				稲 10㎡以上 麦・大豆 20㎡以上	2区以上	予備調査に準じる。	1 稲 基本調査の予備調査の項目から全重を除いたもの。 2 麦類 基本調査の予備調査の項目と同じ。 3 大豆 基本調査の予備調査の項目から、分枝数を除いたもの。

注) 平坦地域：農業技術センター稲麦研究センター  
 東部平坦地域：農業技術センター東部地域研究センター

## 別記4（第5の関係）

### 奨励品種等の決定基準

#### 1 奨励品種等の採用基準

奨励品種等に採用する場合には、おおむね次の基準のいずれかを満たしている品種のうち、普及上特に支障となる欠点のないものの中から選択するものとする。

- (1) 収量、病虫害抵抗性、品質その他の栽培上の重要な特性及び生産物の利用上の重要な特性を総合的に勘案し既存の奨励品種（以下「対照品種」という。）と比較して、明らかに優れていると認められること。ただし、奨励品種等に採用しようとする品種が、普及対象地域の範囲又は生産物の用途について制限のある場合を妨げない。
- (2) 収量、病虫害抵抗性、品質その他の栽培上の重要な特性又は生産物の利用上の重要な特性のいずれかについて、対照品種と比較して明らかに優れていると認められること。

#### 2 奨励品種等の廃止基準

奨励品種等採用後、次のいずれかに該当すると認められるときは、当該奨励品種等を廃止することができる。

- (1) 奨励品種等の特性が変化し、1の(1)の基準を満たさなくなった場合
- (2) 普及対象地域で栽培上重要とされる特性又は当該作物の生産物の利用上重要とされる特性に関し、重大な欠点が明らかになった場合
- (3) 当該品種に係わる作付面積が著しく減少し、今後とも増加の見通しが無い場合
- (4) 新たな奨励品種等によって代替が可能である場合
- (5) 当該品種の種子の供給が困難となった場合